

## 令和5年度 第4回羽曳野市介護保険等推進協議会（議事概要）

### 〔開催日時及び開催場所〕

日時 令和5年12月5日（火）午後1時45分～

場所 羽曳野市立保健センター4階大会議室

### 〔委員出席者〕

長畑会長、畑副会長、徳村委員、山下委員、竹中委員、調子委員、大友委員、浦田委員、阪本委員  
江田委員、氏家委員、酒井委員、近藤委員、笠原委員、笹井委員

### 〔会議次第〕

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 部長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 第9期高齢者いきいき計画の素案について
- (5) 今後の審議について
- (6) 保健福祉部介護予防支援室長あいさつ

### 〔資料〕

- [資料1] 第9期高齢者いきいき計画（素案）
- [資料2] 推進協議会委員の意見反映
- [資料3] 給付と負担について
- [資料4] 第9期高齢者いきいき計画の作成スケジュール
- [資料5] 事前の委員意見等

次第

### 〔議事概要〕

#### 1. 委嘱状の交付

#### 2. 部長あいさつ

日頃は本市行政ならびに介護保険事業推進にご理解ご協力賜りまして厚く御礼を申し上げます。また、本日は年末のお忙しい中、令和5年度第4回羽曳野市介護保険等推進協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本協議会も令和5年度第4回を迎えまして、本日は本市における高齢者福祉計画及び介護保険事業計画である第9期羽曳野市高齢者いきいき計画の素案についてご審議いただく運びとなりました。素案の内容や計画策定のスケジュールにつきましては、この後担当よりご説明申し上げますけれども、国においても社会保障審議会の部会において、利用者負担や介護報酬などの議論が大詰めを迎えています。今月から来月にかけて、報告書や報酬改定案が示される予定となっております。そのような中、本日の議論を経て本計画を策定し、基本理念の実現と制度の持続化の可能性を確保できるようにしてまいりたいと考えておりますので、活発なご議論をお願い申し上げます。

#### 3. 会長あいさつ

前回かなり多様な意見がでまして、そして高齢者が地域で生活していくことを支える様々な支援について議論ができたと思っています。今回それを踏まえ、素案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4. 第9期高齢者いきいき計画の素案について

##### (会長)

会議の進行につきまして、計画素案は内容が広範囲にわたりますので、計画素案のうち費用推計とそれ以外の部分にわけまして説明をいただき議論をしたいと考えています。

まずは、素案の第6章の費用推計以外の部分につきまして、事務局から資料の説明をしていただいて審議を行います。

##### (事務局)

計画(素案)(第6章以外)の説明。

##### (委員)

一つ目は、介護保険事業所の『質』の評価についてです。

人口や高齢化率、認定者数、介護保険事業者数など、量の変化は把握できていますが、質の評価も重要です。

例えば、通所介護では、リハビリに特化した事業所、レクリエーションに力を入れている事業所、半日型1日型など様々な種類の事業所があります。どのような特色をもった事業所があるのかというところを知ること、市としての今後の課題が見えてくると思います。

また、小規模多機能・看護小規模多機能型居宅介護事業所は、人材不足もあり、様々なサービスを立体的に組み合わせる運営が難しく、訪問サービスが行われていない、宿泊サービスの利用日が限定されている、利用定員まで受け入れることができないといった事業所があります。数として存在していても、何らかの問題を抱えていて本来の役割を果たせない事業所がある場合は、どのように問題を解消していくかという視点も大事です。

あと、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームを運営している法人が、訪問介護事業所や訪問看護事業所を開設し、実質、入所者への訪問のみ実施している事業所が存在しています。また、入居の際に、自社のサービスを使わなければならないといった条件を提示しているケースもあります。介護保険制度の大原則である、サービス選択の自由というのが守られていないというところを何度か目にしてきたことがあります。

これらは一例ですが、質を正しく評価することが、より良い計画、より良い福祉に結びつくと思います。

地域密着型サービス事業所では、定期的に運営推進会議が開催されているため、市の職員が事業所の内容を知る機会がありますが、それ以外のサービスについては、市と事業所の連携の仕組みがほとんどないため、現状では質の評価というのがしにくいのではないかと思います。

こうしたことから、地域密着型サービス以外の事業所と市がより深く連携できる仕組みや機会をつくること、例えば、羽曳野市介護保険事業者連絡協議会がありますので、市と協力して何かできないかなと思います。

二つ目が、今後想定される介護保険サービスの利用控えへの対応についてです。

介護保険サービス利用料の自己負担割合が、2割に対象者が拡大されていく流れとなっています。ケアプラン料の有料化も将来的には可能性があります。また、介護保険料も上昇していきますので、これらの理由で今後ますます要介護、要支援者の金銭的負担が増えていくということが想像できます。

負担増で、サービスを利用したくても利用できない方、サービスの利用を控えようとする方が増えていくと思います。利用控えは、サービスを受けなければ生活できない重度者というより、重度化を防ぎたい軽度者から生じると思います。サービスでは、通所介護や訪問介護に比べ、訪問リハビリや訪問看護の利用控えが多く起こると思います。通所介護や訪問介護は、生活に直結するので優先されやすい一方で介護予防を目的に実施するリハビリや体調が概ね安定している方への看護は、受けなくても生活自体は成り立つということで控える可能性があるのではないかなということです。リハビリや看護も、早期から介入して重度化を予防していくということが非常に重要であり、金銭的な負担が原因で、予防的な段階から利用する人が減っていくことが懸念されます。また、

利用控えが起こりやすいサービス事業者は、状況の中、事業の継続が困難になることが危惧されます。

こうしたことから、介護保険サービス以外での介護予防の取組みを、より一層強化をしていく必要があると思います。介護予防を目的とした取組みの中で、看護師やリハビリ職などの医療職が活躍できる場を増やすことはできないでしょうか。訪問看護事業所や訪問リハビリ事業所が、保険外での報酬を得ることができて、羽曳野市の介護予防に関する取組みにつながり、事業所の職員も、今までは介護保険でしか、サービスしか実施してこなかった方々も、地域の取組みに参加することで、地域看護、地域リハビリの視点をもって地域福祉の向上を意識するきっかけとなり、専門職としての質の向上にもつながるものと考えます。

三つ目は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの認知度及び各取組みを周知する方法についてです。

羽曳野市と羽曳野市介護保険事業者連絡協議会、羽曳野市認知症地域支援推進委員の共催で、オレンジ・ランプという認知症に関連する映画の上映会を企画して申し込みを開始したところ、開始から1週間で定員の300名まで達しました。想像以上にたくさんの地域住民の方々が認知症や福祉に関心を持っているんだなと思いました。このようなイベントを開催した際に、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、また、市の各取組等の周知活動を行ってみたいかどうかと思います。

### (会長)

ありがとうございます。

3点の提案がありました。質の評価は、すごく大事であり非常に重要なポイントです。また、リハビリ、看護に関して予防的に関わっていくことの重要性についておっしゃっていただいているかと思えますし、地域包括支援センター等の周知方法についてというところでもアイデアをいただいたかと思えます。

こちらの意見に対して、市からはいかがでしょうか。

### (事務局)

1点目については、計画において、介護サービス量、保険料を決めるという観点で見たときには、どうしても数量という要素で見ざるを得ない部分があります。一方で、これから給付費をどう抑えていくかという観点で考えたときに、質を上げてさらに介護サービスを使うことで自立支援につながるような質の評価は非常に重要だと考えております。適正化の取組みを、今回の計画でも第6期適正化計画として組み込んでいます。

通所介護などの特色の分析などにつきましては、国の情報公表システムがありますが、その利用があまり進んでいないという問題があり、さらに利用されるように周知を図りたいと考えています。

2点目の、小多機、看多機の件ですが、ご指摘の内容は我々も聞いていますが、ニーズが足りていないのか、人材が足りていないのかなどについて、提案をいただきましたように、事業者連絡協議会などに保険者としても参加をして、詳しくお話を聞いて、こういった困難が経営上があるのかというところをもう少し調べていく必要があると現時点では考えています。

住宅型有料老人ホームなど問題については、国の方も以前から問題を認識しておりまして、様々な規制をかけていますが、ケアプランをつくる際の規制であったり、訪問介護、訪問看護が同じ建物に対してサービスを行う際の減算制度があります。今回の制度改正で少し変わりますが、それに従って適切に指導を行っていくということが必要であると考えています。また、ご指摘のような入居の際に条件をつけているというような事実が仮にあれば、それは指導対象になると考えますので適切に指導を行う必要があると認識をしています。

質の評価、質を向上させるという観点から、地域に根付いてサービス提供されている事業者さんの話をしっかりお聞きすることが非常に重要であると考えています。

### (事務局)

2点目に、介護予防の取組みに医療職を活用することのご提案がありました。

毎年度、介護支援専門員向けにケアマネジメント支援として、研修等を通じて介護予防のプランを立てる支援を行っています。その中で、インフォーマルサービスを含めて総合事業など多様なサービスを使うことをお示ししています。現在実施しているプラン検討会議について、次年度以降は、リハビリの専門職の方をご本人のご

自宅のほうに派遣して、介護支援専門員の初回アセスメントのときに同行していただいて、現場型でプラン検討会議をしていくような形で移行するよう考えています。あわせて利用者さん本人へリハビリの専門職から介護予防や自立支援の考え方の説明をすることによって、ご本人さんにも理解が広がっていくものと思います。

それにあわせて、今現在1か所で実施している短期集中型サービスである通所型サービスCの事業所ですが、もう1か所拡充するよう検討しています。また、令和5年度からまちの保健室事業を開始していますが、この中で羽曳野市理学療法士会や、四天王寺大学の教授、先生方、あと認定看護師等、地域の医療専門職の方々にご協力いただいて、講義や相談会を実施しています。次年度以降も、地域の身近な相談場所として機能を持たせながら事業を展開したいと考えております。この他にも、地域から要望があれば専門職を派遣、地域の会議に専門職を派遣するなど事業も行っていますので、今後も様々な場面で医療専門職はじめ地域の専門職の方にもご協力いただきながら市の事業を進めていきたいと考えています。

次に3点目ですが、今回実施したニーズ調査の中でも地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを知らないという声が割と多くあり、その周知は課題だと考えています。

令和4年度、令和5年度と、西圏地域包括支援センター、中圏地域包括支援センターも委託で開設しています。今後も様々な機会を捉えて、周知を図っていきたいと考えています。

### (委員)

介護予防に関する医療職の取組みについて、介護支援専門員の初回訪問にリハビリ職が同行する件ですが、以前、療法士会を通してそういう取組みをされていたと思います。療法士協会に加入していないリハビリ職も結構おられて、療法士協会に入っていないと参加できないという不公平感を感じたなところなんです。介護予防ケアマネジメントであれば、居宅介護支援事業所と契約し、直接やり取りができるのに、医療職の取組については、事業所でなく協会を通してというところは考えていただきたいと思います。

### (事務局)

現在は、リハビリの専門職派遣事業で契約している事業者を中心に検討しています。理学療法士会などに参加されていない方については、そこまでの対応ができていないというのが現状です。

また、まちの保健室事業も、基本的には理学療法士会とお話しをさせていただいて、そこから派遣いただいているという形になっています。今後は、こういった形でご協力いただけるかということも含めて検討していきたいと思っています。

### (委員)

第4章の「2）一般介護予防事業」の「主な取組み」ですが、地域介護予防支援事業の「きらきらシニアプロジェクト」、地域リハビリテーション活動支援事業、「いきいき100歳体操」などが記載されています。高年生きがいサロンは、介護予防事業に貢献する活動をしている場所だと思いますが、それが入っていないのは何故でしょうか。

また、各事業に男女比の記載がありません。地域活動やいきいき100歳体操は、8割、9割が女性の方とされていますが、男女比を把握した上で、男性の方へのアプローチを検討しなければいけないと思います。なかなか見えていない引きこもってる高齢男性の方も一定割合あると思います。こうした点も踏まえて検討していただきたいと考えます。

次に、まちの保健室事業や高年いきいきサロンの取組みで、対象となる高齢者全体のいったいどれくらいの割合の人が参加しているのか。延べ人数ではなく、どれくらいの割合の人が自主的に参加しているのでしょうか。もし、それが十分な参加者ではないとすれば、生きがいサロンでの講義とか保健室事業は、どちらかと言えばリーダー養成の視点でやった方がいいのではないかと思います。

「5）まちの保健室事業」ですが、見込みでは、参加者数が200で相談件数が50になっているのに、令和5年度では値が逆になっていますが、どういうことでしょうか。

### (事務局)

高年いきがいサロンの記載の件ですが、GoGo ウェルネス事業延べ参加者数と書いてあるところが、各サロンで実施している運動教室の参加者数になります。ここに高年生きがいサロンでの活動の内容として記載しています。

事業への男性と女性の参加比ですが、いきいき 100 歳体操も含めて、やはり男性は 2 割弱の参加になっています。このことは課題であると認識しており、どうしたら参加していただけるか、また、継続していただけるかということを検討しているところです。その中身について、計画に載せるかどうかちょっと検討いたします。載せないにしても、来年度以降の事業の展開の中でその課題については盛り込んでいきます。

「5) まちの保健室事業」の、参加者数と相談件数ですが、令和 5 年度は講義を中心としていましたが、次年度以降は相談件数を中心に実施していきたいと考えており、今回の目標数値の設定になっています。

サロンの参加割合、高齢者全体に対する参加の割合については、把握できていません。ただ、広く周知されているという認識はありませんので、知らない方も結構おられると考えています。PR、周知活動は努力をしています。現在、運動のサポーターを養成し、活動していただいています。今後引き続き養成していくとともに、PR 活動にも参加していただきます。

### (委員)

「5) まちの保健室事業」の、参加者数と相談件数ですが、ご回答の説明がないと数字だけではわかりません。方針が変わったのであれば、そのことをもう少し明確に書いていただけるとありがたいと思います。

つまり、講義参加者数が例えば 50 名ということで、その 50 名の人たちがより効果的に保健室事業のことを学んで地域にかえって行って、それを地域に伝える役割、リーダー的な形、リーダー養成講座的にすると、結構男の方も多かったです。そういう誘い水みたいなものを考えながら、自分自身も頑張るし周りにも伝えていくという、そういう人材を見つけて育てていくということも必要ではないかなというふうに思いました。

### (委員)

第 4 章の「在宅医療と介護連携」に、人生会議、ACP の記載があります。ここでの ACP は、人生の最後ターミナルの位置付けが強いような気がしました。人生最後の ACP だけだと、元気な方々はあまり関心がなく、実感がわかないため、なかなかそこに向くことはありません。本来は、元気なときから、ある程度加齢したときに自分の生き方、今後の生き方やその後の死に方について考えていく、そういう形の ACP を考えていく必要があります。そういうパンフレットとかをつくって、一般、地域に行ってそういう説明をし、また、専門職にもそれを伝えていくというような取組みがあります。ターミナルの方だけではなく、最後どうしたらいいのかということだけではなく、どう生活していきたいか、どう生きていきたいのかという人生会議としての、働きかけも必要だと感じました。

### (事務局)

羽曳野市では、人生会議の啓発は実施できてません。現在は、終末期の意思表示ノートである「マイノート」を作成しており、どのように最後過ごしたいかというノートを作成するということでの啓発を行っています。

今後は、人生会議、元気なうちからどのような最後を迎えるのか、病気になったらどうしたい、などの会議は必要であると言われていきますので、そのための市民啓発は行っていきたいと考えています。

### (委員)

一番関心を持っているところですが、第 4 章の「高齢者の生きがいづくり、社会参加、活躍の場の整備」の「地域活動を支える担い手づくり、人づくり」です。ここに焦点を置きたい理由は、高齢者の方が持つ経験や知識を活かして地域で活躍していただくこと、そして地域づくりだけではなく地域共生社会に向けた取組みにもなっていくからです。

地域の高齢者の方々の持つ可能性とか能力を活用する、引き出して活用していくことが重要です。力を持った方はたくさんおられますので、「助けてください」というアプローチでいいと思っています。例えば、子育て支援

に関しては、小中学校とか保育園でボランティアとして参加する。保育とか、勉強を教えるわけではないけれども、サポート的に子どもたちの遊び相手になったりする形のボランティア活動があってもいいと思います。また、世代間交流という企画の運営とか、そういうところに高齢者自身に企画者になってもらうというような、積極的に高齢者の方に働きかける、そういう形での担い手づくりというのを、具体案をもって展開していく必要があると思います。

そのために、行政では介護担当だけではなく地域担当の部署を含め、社会福祉協議会や地域の民生委員の方など様々な人と連携して展開していただきたいと思います。その中でも男性高齢者というのをキーワードにすれば、例えば、いろんな地域で、おもちゃドクターとかいうのをやっています。壊れたおもちゃを修理して、それを子どもたちに返して喜ばれるというものです。自分の得意な技術を使って、その地域に関わって貢献する、みんなに喜んでもらえるという体験をしていただけるよう、高齢者にはそういう可能性を持っている人が結構多いので、しっかり発掘して育てていくことが必要だと考えています。

また、後継者不足という話もあります。65歳を過ぎても70歳近くまで働いている方も多いため、なかなか関わりが難しいんですが、ただ65歳、70歳近くでフルで働いている人はそれほど多くはなく、例えば週3日働いてそれ以外の日は趣味活動で時間を費やしているというようなのが実態だと思います。これからの地域社会を考えていく上で、高齢者の方々の力を活用していくというような取組みが重要であると感じているところです。その点をもう少し具体化していただけたらと思います。

### (事務局)

高齢者の生きがいづくりですが、地域共生社会を目指す上で、地域の高齢者の方に支えられる側から支える側に代わっていただく、できることを能力として活かしながら地域の皆様の中で活躍して、生きがいをもって活躍していただくことは、とても重要なことだと思っています。事業としての展開は難しいところがありますが、現在、地域に生活支援コーディネーターを配置し、「ふれあいネット雅び」や地域の活動を通じて、地域のニーズや地域の課題を把握しながら、こういった形で高齢者の方が参加、活躍できるのかということを考えていきたいと考えています。

また、きらきらシニアプロジェクトで、地域でボランティア活動をしていただいたり、今は介護施設やウェルネス事業を中心にサポーター活動をしていただいています。これを個人の活動に活かせないとか、チームオレンジでの認知症の方のサポート事業において、きらきらシニアプロジェクトの事業ができないかということなどについて今後検討していきます。

### (委員)

目標値ですが、数字だけでは、中身、質がわかりにくい。例えば、居場所機能、高齢者が通える場所、活動できる場所、そういう「数」は見えますが、その具体的な中身というのはなかなか見えません。例えば、サークル活動からボランティア活動に発展した例があるのかとか、そういう方向性でクラブ、サークル活動にも関わっているのかという、そういうところが今一つ見えないので、「数」だけで目標値を設定しても、その質的にどのような形で整備していくのか、あるいは働きかけていくのかということが大事だと思いますので、そのところも取りこぼしのないようにしていただきたいと思います。

### (委員)

包括報酬型の在宅サービスで、それが機能したとき、そのサービスを使うことで、利用者の方が地域との関わりが逆に薄くなってしまいます。包括的にいろいろ見てもらえるから、地域とつながらなくても、事業所の方のつながりで、地域とのつながりが薄れてしまうリスクはないのかなということをちょっと感じています。

その点では、域共生社会の考え方の中にはサービス提供事業者も地域の一員であることを踏まえ、例えば、事業者として地域の自治会に参加して地域の力も借りながらそういうものを運営していく、事業所が地域の一員として認識し、役割を担ってもらうというようなことが必要かと思っています。

地域の自治会とかに事業所さんが参加しているのかどうか、あるいはそういう働きかけをされているのかどう

かお伺いします。

この点は、サ高住や住宅型有料老人ホームでも言えることかと思えます。こうした住まいでのサービスの質の問題が言われますが、結局利用者を住まわせて取り込んでしまっています。サービスの質という視点で見ますと、本来であれば地域包括ケアシステムの中の住まいのはずなのに施設になっている。こうしたサービス事業者にも地域づくりでの役割があるんだということで、自治会に入るとか入居者の地域活動に参加を支援するとか。そういう地域とのつながりづくりを促していかなければいけないんじゃないかなと思います。

地域共生社会、地域ケアシステムというキーワードの上に、包括型の在宅サービスやサ高住などの住まいに入サービス事業者に対して、そういう視点での指導をしていただきたいを思います。

#### **(事務局)**

包括報酬のサービスは、地域密着型のサービスの分類になります。運営基準上は、これらのサービスにおいて地域との連携という項目があり、また、通知レベルですが、抱え込みを防止することが示されています。

また、地域密着型サービスの場合、運営推進会議、地域の方々とか他の事業者さんとかを構成員とした会議を開催することも義務付けられておまして、その中に自治会の方が入っているケースも多いと承知をしており、通常の指導指導等の中でカバーできていると考えています。

有料老人ホームに関しては、規制のレベルが違いますが、指導指針を定めて指導している中で、運営懇談会を設けることを指導をしており、重要事項説明書等にも設置の有無を記載するというようなことをやっていますので、必要に応じて適宜指導しています。

#### **(委員)**

各種の調査の結果ですが、まとめとして記載していただいています。調査結果の内容に関してはウェブサイトのURLを記載して下さい。

#### **(会長)**

続きまして、第6章の費用推計、及び「給付と負担」につきまして、事務局から資料の説明をしていただいて審議を行います。

#### **(事務局)**

計画(素案)(第6章)及び「給付と負担」の説明。

#### **(委員)**

保険料は、3年に1度決まると、3年間はその額で払い続けていかないといけないものです。市民は皆、払っていきたくて思っていますが、先ほどのお話しですと6,700円を超えるかもしれないということです。そこへ、いくら基金を充当するかという選択を今まさにされているところです。

基金については次の計画期間のために少し残しておきたいという気持ちはあると思いますが、ただ、やはり残ってきたお金で、払い過ぎたものを返すというものなので、是非全額の基金の繰り入れをお願いしたいと思います。

## **5. 今後の審議について**

#### **(事務局)**

「第9期高年者いきいき計画の作成スケジュール」などについて説明

#### **(会長)**

今回は、2月1日（木曜日）13時45分からということで、本協議会に計画の諮問がなされるということになります。

以上をもちまして、羽曳野市介護保険等推進協議会の議事は終了となります。委員の皆さま、ご出席いただきありがとうございました。

それでは、司会を事務局のほうにお返しさせていただきます。

## 6. 保健福祉部介護予防支援室長あいさつ

第9期計画もようやく素案が出来上がってきた段階です。本日の協議会でいただいた意見を踏まえて、まだまだ今後の修正とかがありますが、パブリックコメントの準備に取り組んでまいります。多くの市民の皆様からのご意見をお聞きし、より一層皆で策定した計画に仕上げていきたいと思っております。

本日ご指摘の点につきましては、計画の中に折り込むかどうかについては検討いたしますが、計画に記載していない場合であっても、ご意見の内容につきましては第9期の事業の運営の中で反映してまいりますのでよろしく願いいたします。

計画策定のために、本協議会も残すところあと1回となります。師走のお忙しい時期にご参集いただきましてありがとうございました。